

和歌山県報

 発行
 和
 歌
 山
 県

 和歌山市小松原通一丁目1番地

 毎週火、金曜日発行

| | 目 | 次(*については県例規集登載事項) | (取 | 扱課室: | 名) | ~°_ | -シ |
|----------------|-----|-----------------------------------|-----------------------|-----------|----|-----|----|
| 0 | 告表 | , | | | | | |
| 2 | 227 | 指定障害福祉サービス事業者の廃止 | (障: | 害福祉 | 課) | | 1 |
| 2 | 228 | 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 | (商 | 工振興 | 課) | | 2 |
| 2 | 229 | n . | (| 11 |) | | 2 |
| 2 | 230 | 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 | (| " |) | | 3 |
| 2 | 231 | 佐井土地改良区の設立認可 | (農業農 | 村整備 | 課) | | 3 |
| 2 | 232 | 保安林の指定の解除 | (森) | 林整備 | 課) | | 3 |
| 2 | 233 | 保安林の指定 | (| " |) | | 3 |
| 2 | 234 | 保安林の指定施業要件の変更 | (| " |) | | 4 |
| 2 | 235 | II | (|]] |) | | 4 |
| 2 | 236 | II | (|]] |) | | 5 |
| 2 | 237 | 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明 | (| <i>]]</i> |) | | 5 |
| 2 | 238 | II | (| " |) | | 5 |
| 2 | 239 | 基本測量の終了 | (技術 | 術調査 | 課) | | 6 |
| 2 | 240 | 公共測量の実施 | (| " |) | | 6 |
| 0 | 人 | 事委員会告示 | | | | | |
|] | 1 令 | 和5年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験の実施 | | | | | 6 |
| 2 | 2 令 | 和5年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員(一般行政職 | 総合士 | :木職) | 採 | | |
| | 用試 | 験の実施 | | | | | 9 |
| 0 | 内2 | 水面漁場管理委員会告示 | | | | | |
| 1 | 1 令 | 和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 | | | | . 1 | 2 |
| 0 | 公台 | 5 | | | | | |
| - 1 | 都市記 | 計画の案の縦覧 | (都) | 市政策 | 課) | . 1 | 3 |
| 0 | 公宫 | 営企業管理規程 | | | | | |
| *] | 1 和 | 歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程 | | | | . 1 | 4 |

和歌山県告示第227号

告

示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

| 事業所番 号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービス の 種 類 | 事業者の名称 | 事業者の主たる 事務所の所在地 | 廃 止 年月日 |
|---------|---------|-------------|-------------------|---------|--------------------|------------|
| 3011000 | ケアプラザ柚っ | 橋本市城山台2-11- | 居宅介護 重度訪問介護 | ワイズプラニン | 橋本市城山台三丁 | 令和 |
| 720 | 子 | 5 | | グ株式会社 | 目29番地の21 | 3.3.1 |

和歌山県告示第228号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 西松屋梶取店

和歌山県和歌山市梶取162-1

2 意見の対象となった届出に係る告示 令和4年和歌山県告示第1113号

- 3 意見の概要
- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。)。
- (2) 騒音規制法、振動規制法等の法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、廃棄物置場からの悪臭等の苦情が懸念されるため、十分な対策を講じてください。
- (3) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (4) 当該地の隣接道路に、野崎西小学校の通学路が設定されているため、工事の際は、十分に注意してください。また、児童の通学時間帯は、車両による搬入を避ける等の配慮をお願いします。
- 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年2月17日から同年3月17日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第229号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

モンティグレ

和歌山県和歌山市七番丁26-1外9筆

- 2 意見の対象となった届出に係る告示令和4年和歌山県告示第1114号
- 3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和5年2月17日から同年3月17日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第230号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要 について、同条第3項の規定により公告する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイソー海南下津店・ココカラファイン海南下津店 和歌山県海南市下津町上150番2外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示 令和4年和歌山県告示第1115号
- 3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地) 和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課(和歌山市湊通丁北一丁目1番地の4) 海南市まちづくり部産業振興課(海南市南赤坂11番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 令和5年2月17日から同年3月17日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第231号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により佐井土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定によりこの旨を公告する。

この認可については、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となる。)として、土地改良区の設立の認可の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この認可の翌日から起算して1年を経過したときは、この認可の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第232号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字板尾字大西682の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第233号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字原日浦字平岩295の3(次の図に示す部分に限る。)、319の1、 大字三十木字伊藤337
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第234号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第235号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第236号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第237号

令和5年和歌山県告示第12号(以下「告示第12号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更 に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、 その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

山下岩吉

上森惣七

上森辰治郎

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第12号のとおり

和歌山県告示第238号

令和5年和歌山県告示第14号(以下「告示第14号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更 に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、 その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 所在が不分明である通知の相手方

亀井完

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要 件

告示第14号のとおり

和歌山県告示第239号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 基本測量 (オルソ作成)
- 2 作業期間 令和4年5月17日から令和5年1月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町並びに伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町

和歌山県告示第240号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近 畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。 令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量 (現地測量、路線測量)
- 2 作業期間 今和5年2月7日から同月27日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市和佐関戸地内

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

令和5年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。 令和5年2月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|----------------------|--------|-------------|
| 一般行政職 (就職氷河期世代対象) | 3人程度 | 知事部局等における事務 |

2 受験資格

- (1) 次のアからウまでの全ての要件を満たす人
 - ア 昭和53年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 - イ 令和4年4月1日から申込日までの間に正規雇用で就労していない人
 - ウ 令和4年3月31日以前に正規雇用で就労した期間が、通算して3年以下の人
 - (注) ウの正規雇用で就労した期間は、6か月以上継続して就労した期間のみが該当する。
 - 一の正規雇用で就労した期間に、1か月に満たない日数がある場合はこれを切り捨てるものとする。 上記受験資格について虚偽の申告があった場合には、受験及び採用が無効になることがある。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。

- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれかに該当する人
- 3 試験日、試験地及び合格発表

| | 試験日 | 試験地 | 合格発表 |
|-------|--|------|--|
| 第1次試験 | 令和5年4月16日(日) 午前10時 | | 令和5年4月27日(木)午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。 |
| 第2次試験 | 令和5年5月12日 (金) から同月14日 (日) ま での間で指定する1日 | 和歌山市 | 令和5年5月23日(火)午後3時に和歌山県ホームペ ージに掲載する。 |
| 第3次試験 | 令和5年6月3日(土)又 は同月4日(日)のいず れかで指定する1日 | | 令和5年6月19日(月)午後3時に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。 |

- (注) 上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。
- 4 試験の方法及び内容

| | 試験種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 |
|---------|---------------------------|--------------------|---|--------|
| 第 1 | 基礎能力 試験 (択一式) ※1 | 500点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎 英語 | 1時間 |
| 次試験 | 論文試験 | 200点 ※ 2 | 一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,2 00字程度) | 1時間30分 |
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。 | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 600点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | |
| 第 3 次試験 | 面接試験 | 1, 200点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | |

- ※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。
- ※2 論文試験の採点は、第3次試験で行う。
- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験の合格者は第1次試験(論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は 第1次試験(論文試験を除く。)及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定し、最終合格者は第1次試 験から第3次試験までを合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一 つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- 5 受験手続及び受付期間
- (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」から、「令和5年度就職氷河期世代を対象とした和歌山県職員採用試験」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年3月14日 (火) までに和歌山県 人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年3月2日(木)午前10時から同月22日(水)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和6年4月1日以前に採用される場合がある。
- (2) 採用時の給料月額は、191,700円(令和4年4月1日現在)で、経歴に応じて一定の額が加算される。 このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、 地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。
- 7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果をダウンロードするものとする。

| 試験の種類 | 情報提供の対象者 | 内容 | 期間 |
|-------|-----------|---|-------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨 | |
| 第2次試験 | 第2次試験不合格者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、 第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験 を合わせた総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 の翌日の午後3 |
| 第3次試験 | 第3次試験受験者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、 第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合 わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次 試験までを合わせた総合得点及び総合順位 | 時から1か月間 |

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

和歌山県人事委員会告示第2号

令和5年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験を次の要綱により実施する。 令和5年2月17日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和5年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 |
|--------------------|--------|---|
| 一般行政職 (職務経験者対象) | 5人程度 | 知事部局等における事務 |
| 総合土木職 (職務経験者対象) | 3人程度 | 知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理 等の業務 |

2 受験資格

- (1) 次のアからエまでの全ての要件を満たす人
 - ア 昭和58年4月2日以降に生まれた人
 - イ 令和5年2月28日現在、和歌山県外に在住の人
 - ウ 令和5年2月28日現在、和歌山県内に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県内が本庁等所 在地である公的機関等の常勤の正社員(職員)でない人
 - エ 試験区分ごとに下記の職務経験を有する人

| 試験区分 | 職務経験 |
|--------------------|---|
| 一般行政職 (職務経験者対象) | 和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である 公的機関等における職務経験期間が、令和5年3月31日時点で通算して5年以上(見込み を含む。)ある人 |
| 総合土木職(職務経験者対象) | 和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である 公的機関等における土木工事若しくは農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工 監理等の専門的業務の職務経験期間が令和5年3月31日時点で通算して5年以上(見込み を含む。)ある人 |

(注)

- 1 職務経験期間とは、次のいずれかの期間とする。
- (1) 常勤の正社員(職員)として就業していた期間(6か月以上継続して就業していた期間に限る。)
- (2) 常勤の正社員(職員)以外の社員(職員)として就業し、かつ、常勤の正社員(職員)と同じ勤務時間、勤務形態で就業していた期間(6か月以上継続して就業していた期間に限る。)
- 2 複数の職務経験期間がある場合は、一の職務経験期間について、1か月に満たない日があるときは、 これを切り捨てて合算するものとする。

職務経験期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)がある場合は、これを除算するものとする。

- 3 上記受験資格について、虚偽の申告があった場合は、受験及び採用が無効になることがある。 また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求める。
- (2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。
 - ア 日本国籍を有しない人

- イ 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれかに該当する人
- 3 試験日、試験地及び合格発表

| | 試験日 | 試験地 | 合格発表 |
|-------|--|------|--|
| 第1次試験 | 令和5年4月16日(日) 午前10時 | | 令和5年4月27日(木)午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。 |
| 第2次試験 | 令和5年5月12日 (金) から同月14日 (日) ま での間で指定する1日 | 和歌山市 | 令和5年5月23日(火)午後3時に和歌山県ホームページに掲載する。 |
| 第3次試験 | 令和5年6月3日(土)又 は同月4日(日)のいず れかで指定する1日 | | 令和5年6月19日(月)午後3時に和歌山県ホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。 |

- (注)上記の試験日及び合格発表日は変更する場合がある。
- 4 試験の方法及び内容

| | に続い カ 仏久 〇 下 日 | | | | |
|-----------|---------------------------|--------------------|---|--------|--|
| | 試験種目 | 配点 | 内容 | 試験時間 | |
| 第 1 | 基礎能力 試験 (択一式) ※1 | 500点 | 公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全間必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識・時事、基礎 英語 | 1時間 | |
| 次試験 | 論文試験 | 200点 ※ 2 | 一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,2 00字程度) | 1時間30分 | |
| | 適性検査 | | 通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。 | | |
| 第2次試験 | 面接試験 | 600点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | | |
| 第 3 次 試 験 | 面接試験 | 1, 200点 | 人物、能力、性格等についての個別面接 | | |

- ※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。
- ※2 論文試験の採点は、第3次試験で行う。
- (1) 試験の内容は、大学卒業程度とする。
- (2) 第1次試験の合格者は第1次試験(論文試験を除く。)の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は 第1次試験(論文試験を除く。)及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定し、最終合格者は第1次試 験から第3次試験までを合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一 つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。
- 5 受験手続及び受付期間
 - (1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試 験申込」から、「令和5年度職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験」を選択し、画 面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和5年3月14日(火)までに和歌山県

人事委員会事務局に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和5年3月2日(木)午前10時から同月22日(水)午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「申請受付のお知らせ」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了のお知らせ」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「通知書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに人事委員会事務局に問い合わせること。

試験当日は、受験票及び自己紹介書を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名 簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。こ の試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務 可能な人は令和6年4月1日以前に採用される場合がある。
- (2) 採用時の給料月額は、191,700円(令和4年4月1日現在)で、経歴に応じて一定の額(例:公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等)が加算される。(具体例:大卒後、職務経験が10年の人の採用時の給料月額は、219,200円~234,500円)

このほか、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)等の定めに従い、扶養手当、 地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験を希望する場合は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、5(3)の受験票の発行手続と同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

| 試験の種類 | 情報提供の対象者 | 内容 | 期間 |
|-------|-----------|---|-------------------|
| 第1次試験 | 第1次試験不合格者 | 得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨 | |
| 第2次試験 | 第2次試験不合格者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、 第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験及び第2次試験 を合わせた総合得点及び総合順位 | 合格発表の日 の翌日の午後3 |
| 第3次試験 | 第3次試験受験者 | 試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、 第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合 わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次 試験までを合わせた総合得点及び総合順位 | 時から1か月間 |

9 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

和歌山県報 第 388 号

電話番号 073-441-3763 ファクシミリ番号 073-433-4085

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和5年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。 令和5年2月17日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

| 漁業権者 | 漁業権番号 | 漁業権の内容 | 増殖目標量(以上) |
|---------------|---------|--------------|-----------|
| 紀和町漁業協同組合外5組合 | 和内共第1号 | あゆ | 490,000月 |
| | | あまご | 10,000月 |
| | | うなぎ | 20ks |
| 紀ノ川漁業協同組合 | 和内共第2号 | あゆ | 200,000月 |
| | | もくずがに | 10,000尾 |
| | 和内共第37号 | あまご | 10,000尾 |
| 貴志川漁業協同組合 | 和内共第3号 | あゆ | 70,000月 |
| | 和内共第38号 | あまご | 20,000尾 |
| 玉川漁業協同組合 | 和内共第4号 | あゆ | 80,000厚 |
| | | あまご | 20,000尾 |
| 有田川漁業協同組合 | 和内共第6号 | あゆ | 480,000月 |
| | | もくずがに | 15,000月 |
| | 和内共第39号 | あまご | 20,000月 |
| 日高川漁業協同組合 | 和内共第13号 | あゆ | 370,000月 |
| | | 2 V \ | 20,000月 |
| | | もくずがに | 15,000月 |
| | | うなぎ | 20k |
| | 和内共第15号 | あまご | 80,000月 |
| 切目川漁業協同組合 | 和内共第16号 | あゆ | 10,000月 |
| | | もくずがに | 10,000月 |
| 南部川漁業協同組合 | 和内共第17号 | あゆ | 10,000月 |
| | | もくずがに | 10,000月 |
| 富田川漁業協同組合 | 和内共第18号 | あゆ | 90,000月 |
| | | もくずがに | 5,000月 |
| | 和内共第19号 | あまご | 10,000月 |
| 日置川漁業協同組合 | 和内共第20号 | あゆ | 260,000月 |
| | | あまご | 40,000月 |
| | | うなぎ | 10k |
| 古座川漁業協同組合 | 和内共第26号 | あゆ | 240,000月 |
| | | もくずがに | 10,000月 |
| | 和内共第27号 | あまご | 10,000月 |
| | 和内共第28号 | あまご | 10,000月 |
| 七川漁業協同組合 | 和内共第29号 | あゆ | 40,000月 |

| | 1 | 1 1 | _ 1 |
|-----------|---------|-----|----------|
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 10kg |
| 太田川漁業協同組合 | 和内共第33号 | あゆ | 20,000尾 |
| 熊野川漁業協同組合 | 和内共第34号 | あゆ | 60,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 2kg |
| | 和内共第35号 | あゆ | 80,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 4kg |
| | 和内共第36号 | あゆ | 170,000尾 |
| | | あまご | 10,000尾 |
| | | うなぎ | 14kg |

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、令和4年5月17日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ 平均体重3g以上

あまご 平均体重3g以上

うなぎ 平均体重1g以上

もくずがに 平均甲幅5mm以上

こい 平均体重5g以上

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 都市計画の種類及び名称有田都市計画道路(3・6・7号八王子港線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県有田市箕島字福島

削除する部分

和歌山県有田市箕島字濱田

和歌山県有田市港町字出﨑、新屋敷、西ノ浜

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

有田市経済建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和5年2月17日から同年3月3日まで

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業公有財産管理規程(平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (行政財産の使用の変更許可の手続) 第19条 行政財産の使用の許可を受けた者が、前 条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲 げる事項の変更をしようとするときは、次に掲 げる事項を記載した行政財産使用許可変更申請 書(別記第5号様式)を知事に提出しなければ ならない。 (1)~(6) 略 2・3 略 | (行政財産の使用の変更許可の手続) 第19条 行政財産の使用の許可を受けた者が、前 条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲 げる事項の変更をしようとするときは、次に掲 げる事項を記載した行政財産使用許可変更申請 書(別記第5号様式)を知事に提出させなけれ ばならない。 (1)~(6) 略 2・3 略 |
| (普通財産の貸付手続) 第28条 普通財産の貸付けを受けようとする者は 、次に掲げる事項を記載した普通財産貸付(更新)申請書(別記第8号様式)を知事に <u>提出しなければ</u> ならない。 (1)~(6) 略 2・3 略 | (普通財産の貸付手続) 第28条 普通財産の貸付けを受けようとする者は 、次に掲げる事項を記載した普通財産貸付(更 新)申請書(別記第8号様式)を知事に <u>提出させなければ</u> ならない。 (1)~(6) 略 2・3 略 |
| 別記第1号様式(第8条関係) 寄附申出書 略 <u>氏名</u> 略 | 別記第1号様式(第8条関係) 寄 附 申 出 書 略 氏名 <u>印</u> |
| 別記第4号様式(第18条関係) 行政財産使用許可(更新)申請書 略 <u>氏名</u> | 別記第4号様式(第18条関係) 行政財産使用許可(更新)申請書 略 <u>氏名</u> 略 |

別記第5号様式及び別記第6号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第19条関係)

行政財産使用許可変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり行政財産の使用の変更許可を受けたいので申請します。

| | , | / 14 // | • • / • • /= | E - 10/19 - 20/11 | , = > | - ' | #II O O 1 / 0 | | | |
|----|----|------------|--------------|-------------------|-------|-----|---------------|-----|---|---|
| 許 | 可 | 番 | 号 | | 第 | | 号 | | | |
| 許 | 可年 | F 月 | 日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| | | 午 可 亍政則 | | 名 称 | 所 | 在 | 地 | | 区 | 分 |
| 変 | 更 | 事 | 項 | | | | | | | |
| | | | | 変更 | 前 | | | 変更後 | | |
| 変 | 更 | 内 | 容 | | | | | | | |
| 変更 | 予分 | 官年月 | 日 | | 年 | 月 | 目 | | | |
| 変 | 更の |)理 | 由 | | | | | | | |

(※「変更事項」には、第18条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる事項を記載のこと。)

添付書類

関係図面(使用の許可を受けた部分の位置又は面積が変更となる場合のみ)

別記第6号様式(第20条関係)

行政財産使用許可住所·氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 氏名 電話番号

> (法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり住所・氏名等を変更したので届け出ます。

| 許 可 番 号 | 第 | 号 |
|-------------------|-------|---------|
| 許可年月日 | 年 | 月日 |
| 体 田 款 司 坎 | 名 称 所 | 在 地 区 分 |
| 使 用 許 可 を 受けた行政財産 | | |
| | 変更前 | 変更後 |
| 変更内容 | | |
| 変更予定年月日 | 年 | 月日 |
| 変更の理由 | | |

添付書類

関係書類 (変更内容を証することができる書類等)

| 和歌山県報 | 第 388 号 | | 令和5年2月17日 | 日(金曜日) |
|-----------------|-------------------------------|-----|-----------|--------|
| 別記第7号様式中「氏名 | | 圓」を | 「氏名 | |
| | を「行政財産の使用の承認」 | | | |
| 別記第8号様式中「氏名 | | 圓」を | 「氏名 | |
| 」に改める。 | + 106 15 3 at 1 3 3 at 1 3 at | | | |
| 別記第9号様式及び別記第10号 | 持様式を次のように改める。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別記第9号様式(第29条関係)

普通財産貸付変更申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり普通財産貸付の契約を変更したい(承認の変更を受けたい)ので申請します。

| | | | | | | (1) (2) | | () - H- C | | | | - 1 HIJ 0 01 7 0 |
|----|----|---|----|---|---|---------|---|------------|---|---|----|------------------|
| 契 | 約 | 年 | 月 | 日 | | | | 年 | 月 | 日 | | |
| 貸. | 付け | を | 受け | た | 名 | 称 | | 所 | 在 | 地 | | 区分 |
| 普 | 通 | | 財 | 産 | | | | | | | | |
| 変 | 更 | | 事 | 項 | | | | | | | | |
| | | | | | | 変更 | 前 | | | | 変更 | 後 |
| 変 | 更 | | 内 | 容 | | | | | | | | |
| 変 | 更予 | 定 | 年月 | 日 | | | | 年 | 月 | 日 | | |
| 変 | 更 | の | 理 | 由 | | | | | | | | |

(※「変更事項」には、第28条第1項第3号から第6号までに掲げる事項を記載のこと。)

添付書類

関係図面(貸付けを受けた部分の位置又は面積が変更となる場合のみ)

別記第10号様式(第30条関係)

普通財産貸付住所·氏名等変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 氏名

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在 地、名称、代表者の氏名及び電話番号)

次のとおり住所・氏名等を変更したので届け出ます。

| 契 約 年 | 月 日 | | 年 | 月 | 目 | |
|----------------|-------|-----|---|---|----|----|
| | | 名 称 | 所 | 在 | 地 | 区分 |
| 貸付けを受 普 通 與 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 変更 | 前 | | 変更 | 後 |
| 亦 古 は | 5 · 宏 | | | | | |
| 変更が | 南 容 | | | | | |
| | | | | | | |
| 変更予定年 | F月日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 変更の | 理由 | | | | | |

添付書類

関係書類 (変更内容を証することができる書類等)

| 附 則 |
|---|
| (施行期日) |
| 1 この規程は、公布の日から施行する。 |
| (経過措置) |
| 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕っ |
| て使用することができる。 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |